

箕面森町設置幼保施設運営法人募集要領

箕面森町において、児童福祉法に基づく保育所及び学校教育法に基づく幼稚園を一体化した施設（認定こども園）を設置・運営する法人を以下のとおり募集します。なお、当該施設の設置に伴い、箕面市立とどろみ幼稚園は閉園します（但し、箕面市教育委員会及び箕面市議会の議決並びに当該施設の大阪府による保育所、幼稚園の認可及び認定こども園の認定が条件となります）。

1. 幼保施設の所在地等

所在地	敷地面積	開設予定日
箕面市森町中1丁目23-14 （とどろみの森学園敷地内）	2,000 m ²	平成23年(2011年)4月1日

2. 財産の貸付等

(1) 用地

契約により無償で貸し付けます。

許可なく保育所及び幼稚園以外の用途に使用することを禁止します。

(2) 建物

関係法令及び箕面市まちづくり推進条例を遵守するとともに、別途、市が指示する事項に従い、法人自らが建設していただきます。

許可なく保育所及び幼稚園以外の用途に使用することを禁止します。

土地における隠れた瑕疵については、本市は一切の責任を負いません。

土地については、別添「参考資料」にも条件を付しています。

3. 応募条件

別添「応募条件」のとおりとします。

4. 応募の手続等

(1) 募集要領等の公開

期間：平成21年1月19日（月）～

(2) 質問書の提出

期間：平成21年1月28日（水）～平成21年1月30日（金）（市内法人）

平成21年2月25日（水）～平成21年2月27日（金）（その他の法人）

別添質問書様式による。（FAX又はメールにて送付のこと）

回答は、平成21年2月4日（水）～平成21年2月5日（木）（市内法人）

平成21年3月4日（水）～平成21年3月5日（木）（その他の法人）

に行います。

法人応募条件（応募資格）参照

(3) 申込書の受付

期間：平成21年2月16日(月)～平成21年2月20日(金)(市内法人)
平成21年3月10日(火)～平成21年3月13日(金)(その他の法人)

時間：午前8時45分～午後5時15分

場所：箕面市教育委員会事務局子ども部子ども政策課

提出部数：10部(正本1部、写し9部)

提出は持参によるものとし、郵送等での受付はしません。

(4) 提出書類

別紙「申込書」及び同申込書に定める各種書類

(5) 審査

書類、面接による審査及び応募法人運営施設への視察を行います。

上記審査を総合的に判断し、運営法人候補者及び次点者を選定します。

応募法人が1法人の場合も、上記審査により応募条件の確認を行います。

(6) 応募費用

応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

5. その他

(1) 応募法人が確保できない場合は、応募資格、募集期間等の変更を行います。

(2) 提出された申込書等は返却しません。

(3) 追加資料を提出していただくことがあります。

(4) 当該法人にのみ当該法人の審査結果を通知します。

(5) 提出された書類は、箕面市情報公開条例の規定により公開することがあります。

(6) 応募法人名及び選定法人名は、運営法人決定後に公開します。

(7) 民間保育所及び私立幼稚園に対する補助制度については、別添「参考資料」を参照してください。

(8) 設置認可申請に係る手続き及び費用は、法人の負担とします。

(9) 当要領における日程等については、変更する場合があります。

(10) 選定法人に対し、申込書記載内容の変更を求めることがあります。

6. 申込書・質問書 提出先

箕面市教育委員会事務局子ども部子ども政策課

住所：〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号

(箕面市役所別館2階 26番窓口)

ファクス:072-721-9907

電子メール:childpolicy@maple.city.minoh.lg.jp